

～全ての生徒が安心して教育を受けられるために～

# 高校生等奨学給付金を支給します

(福岡県私立高校生等奨学給付金募集要項(通常申請分))

福岡県では、平成26年4月1日以降、私立高等学校等に入学した者のうち低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します。

この給付金は、授業料以外の教育費負担を軽減するために支給されるもので、返済は不要です。

## 1 制度の概要

### ◆ 対象となる世帯(対象世帯については、支給確認表を確認してください。)

令和6年7月1日現在、次の全てに該当する世帯

- ・ 保護者等が福岡県内に住所を有すること  
※保護者等が福岡県外に在住する生徒は、保護者等が在住する都道府県に申請してください。
- ・ ①生活保護受給世帯(高校生等本人に係る生業扶助を受給していること)又は②道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税)である世帯  
※②の世帯については、均等割のみ課税されている場合は対象となります。
- ・ 生徒が高等学校等就学支援金(又は学び直し支援金)の支給を受ける資格を有する者であること

ただし、以下の要件に該当する場合は対象外となります。

- ・ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている者
- ・ 他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者
- ・ 保護者等の中に、令和6年1月1日時点で海外に居住しており、住民税の課税情報が取得できない者がいる場合

### ◆ 支給額

世帯区分	課程	支給額(年額)
A-①、A-② 生活保護(生業扶助)受給世帯	全日制・定時制・ 通信制	52,600円
B (上記Aを除く)	B-① 非課税世帯(第1子)	全日制・定時制 142,600円
	B-② 非課税世帯(通信制)	通信制 52,100円
C (上記A、通信制 生徒を除く)	非課税世帯 (第2子以降等)	全日制・定時制 152,000円
D 非課税世帯(高等学校専攻科)	専攻科	52,100円

- ・ 申請区分については、支給確認表を必ず確認してください。
- ・ 新入生早期分を支給済みの方の通常申請での支給額は、年額から支給済額(年額の4分の1)を差し引いた金額になります。

## 2 申請書類

### ○共通書類

- ・福岡県高校生等奨学給付金申請書(通常申請／様式1-1)
- ・振込口座登録申出書
- ・通帳の見開き部分の写し等(金融機関名、支店名、口座番号、名義人などの分かるもの)
- ・生徒本人の健康保険証の写し(申請者の生徒本人との関係が、親権者以外(主たる生計維持者、未成年後見人等)の場合)
- ・在学証明書(県外に本校を有する高等学校等に在学し、**学校を経由せず申請する場合のみ必要**)  
※令和6年7月1日時点で在学していることを証明するものの提出が必要となります。

### ○添付書類(世帯区分ごと／高校生等(専攻科の生徒除く))

A. 生活保護受給世帯(生活保護受給世帯であって高校生等本人に係る生業扶助を受給している世帯)

- ・生活保護受給証明書(令和6年7月1日現在で**生業扶助**を措置していることを証明するもの)  
※**写しの提出可**。保護証明書の発行窓口で発行可能。  
※必ず**基準日以降に発行したものを**提出してください。

B. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

- ・令和6年度課税証明書又は非課税証明書(**写しの提出可**。)

C. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で、複数の高校生等がいる世帯又は高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

- ・令和6年度課税証明書又は非課税証明書(**写しの提出可**。)
- ・令和6年7月1日現在の扶養を確認できる兄弟姉妹の健康保険証等の写し

D. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(生徒が高等学校専攻科に在学)

- ・令和6年度課税証明書又は非課税証明書(**写しの提出可**。)
- ・個人対象要件証明書(県外の高等学校等に在学し、学校を経由せず申請する場合)  
※在学証明書を学校に発行依頼する際に、併せて作成を依頼してください。

## 3 申請手続について

**申請期限:令和6年8月30日(金)**

※秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者については、11月29日(金)まで申請を受付けます。

- ①生徒が県内に**本校**を有する学校に在学している場合は、学校に提出してください。
- ②生徒が県外に**本校**を有する学校に在学している場合は、個別に学校に問い合わせください。

奨学給付金については福岡県庁ホームページにも掲載しています。(5月中旬更新予定)

(URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/h26-shogakukyuhukin.html>)

※上記の②に該当し、学校より県に直接申請するよう指示があった方については、申請書等を添付しておりますので、上記のホームページより印刷してください。

なお、印刷環境がない方についても、同ホームページの「申請書等の入手方法」内に資料請求方法等を記載しておりますので、確認してください。

※記入例も添付しておりますので、記入時に不明な点がありましたら確認してください。

※生徒1名毎に申請が必要です。兄弟姉妹の提出漏れがないよう十分に注意してください。

(注)保護者等が福岡県外に在住する生徒は、保護者等が在住する都道府県に申請してください。

## 4 支給方法

- ・ 支給決定後、学校を通じて(県に直接申請された方は、申請者のご自宅に直接)振込予定日を記載した支給決定通知書を送付し、申請者の指定する口座に振り込みます。(支給決定通知前に振込日をお問い合わせいただいても回答できかねますので、ご了承ください。)支給日は、10月下旬～翌年1月の間の予定です。
- ・ 支給は原則として学校毎の審査が終了したものから順次行いますが、書類不備等により学校毎の審査完了までに時間を要する場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- ・ 申請後、奨学給付金支給口座の凍結や名義変更が発生した場合は、速やかに学校(当課に直接申請した方は当課)に連絡してください。(連絡が遅れると、給付金の支給ができなくなる場合があります。)
- ・ 奨学給付金の支給口座については、控えを取る等して必ず忘れないようにしてください。  
(個人情報となりますので、お問い合わせに対して回答を差し控えさせていただくことがあります。)

### ○家計急変世帯への支援について

住民税が課税されているが、災害等により収入が減少し、非課税世帯に相当する世帯が対象です。

令和6年1月1日～令和6年12月31日の間に急変した世帯が対象です。

申請期間は、令和6年7月1日(月)～令和7年2月28日(金)です。

※申請区分は通常申請の場合と同じです。(生活保護区分は家計急変の対象外です。)

#### 提出書類

- ・ 福岡県高校生等奨学給付金申請書(様式1-2)
- ・ 高校生等奨学給付金(家計急変)申立書
- ・ 振込口座登録申出書
- ・ 通帳の見開き部分の写し等(金融機関名、支店名、口座番号、名義人などの分かるもの)
- ・ 令和6年度課税証明書(写しの提出可)
- ・ 生徒本人の健康保険証の写し(申請者の生徒本人との関係が、親権者以外(主たる生計維持者、未成年後見人等)の場合)
- ・ 在学証明書(県外の高等学校等に在学し、学校を経由せず申請する場合)
- ・ 個人対象要件証明書(県外の高等学校等専攻科に在学し、学校を経由せず申請する場合)
- ・ 申請日時点の扶養を確認できる兄弟姉妹の健康保険証の写し(世帯区分Cで申請する場合)

※家計急変理由が離婚で、家計急変日の属する月の翌月の1日(家計急変日が1日の場合は急変日、7月1日までに家計が急変した者については7月1日)時点で健康保険証の被保険者が保護者等でない場合は、B-①区分での認定となります。

#### ・ 家計急変後の収入状況を証明する書類

※詳細は、申請書別紙「家計急変対象者であることの証明書類一覧表」を確認してください。

・給付額について

i) 7月1日までに家計急変が発生した者

→年額を支給

ii) 7月2日以降に家計急変が発生した者

→発生日に応じた月割り額を支給

※家計急変日の属する月の翌月(急変日が1日の場合は当該月)以降の月数で算出

(例1)10月1日に家計急変が発生した場合(C区分世帯)

$152,000円 \times 6月(10月 \sim 翌年3月) / 12月 = 76,000円$

(例2)12月31日に家計急変が発生した場合(C区分世帯)

$152,000円 \times 3月(翌年1月 \sim 翌年3月) / 12月 = 38,000円$

※給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点を切り捨てます。

・収入基準について

確認書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収を推計し、所得割合算額の見込が非課税の世帯に該当するか判断する。

<所得割合算額が非課税相当の世帯の年収目安>

世帯構成	年収目安
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満

※年収は目安のため、該当していても対象外となる場合があります。

・年収見込額の推計等

・収入見込額には退職金等の一時的な所得のほか、失業手当や傷病手当等の非課税所得は含めないものとする。

・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で年収を推計する場合は、次の計算方法によるものとする。

原則として、(3か月の平均給与月額×12月)+賞与(見込)額

お問合せ先・申請書提出先

福岡県 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 私学振興課 修学支援係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3139

